

平成 29 年度いわき市障がい者（児）福祉
施設等整備方針の方向性等について

平成 28 年度いわき市障がい児（者）福祉施設等補助対象事業等の 募集結果について

1 概要

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉法人等が行う必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備計画について、「いわき市障がい児（者）福祉施設等整備方針」を策定し、平成 28 年度から当該方針に基づき公募を行ったところである。

いわき市社会福祉施設等整備費補助金は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、「いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に規定する社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の整備に要する費用に対して補助金を交付するもの。

- (1) 対象施設等
社会福祉施設（要綱別表第 1 に掲げるもの）
- (2) 募集期間
平成 27 年 1 月 16 日（金）から平成 27 年 3 月 2 日（金）まで
- (3) 応募件数
3 法人 4 計画（うち社会福祉法人 2、特定非営利活動法人 1）

NO	事業計画	法人種別	地区
1	○共同生活援助（定員 5 名） ○短期入所（定員 3 名）	社会福祉法人	小名浜
2	○多機能型 ・就労移行支援（定員 6 名） ・就労継続支援 B 型（定員 30 名） ・障害児通所支援（定員 10 名） ・相談支援事業（定員－）	社会福祉法人	小名浜
3	○多機能型 ・就労移行支援（定員 6 名） ・就労継続支援 B 型（定員 20 名）	社会福祉法人	勿来
4	○多機能型 ・生活介護（定員 10 名） ・就労継続支援 B 型（定員 10 名）	特定非営利活動法人	内郷

2 公募による選考過程

(1) 法人への整備計画ヒアリング

選定委員会で（障がい福祉課）により実施

ア 日時 平成 27 年 8 月 12 日（水） 13 時から

イ 場所 いわき市議会棟 第 6 委員会室

(2) 社会福祉施設整備選定委員会における選考

ア 日時 平成 27 年 8 月 27 日（木） 8 時 40 分から

イ 場所 いわき市議会 棟第 6 委員会室

(3) 選定結果

順位	事業計画	法人種別	結果
1	○共同生活援助（定員 5 名） ○短期入所（定員 3 名）	社会福祉法人	選定
2	○多機能型 ・就労移行支援（定員 6 名） ・就労継続支援 B 型（定員 30 名） ・障害児通所支援（定員 10 名） ・相談支援事業（定員－）	社会福祉法人	選定
3	○多機能型 ・就労移行支援（定員 6 名） ・就労継続支援 B 型（定員 20 名）	特定非営利活動法人	
4	○多機能型 ・生活介護（定員 10 名） ・就労継続支援 B 型（定員 10 名）	社会福祉法人	

(4) 選定結果及び国庫補助協議について

委員会における選定の結果、上位の 2 計画について、平成 28 年度国庫補助協議として採択することに決定した。

3 国庫補助協議のスケジュールについて

- 厚生労働省本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- 地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 3月中
- 国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月上旬

★ 平成28年度いわき市障がい児（者）福祉施設等整備方針

1 趣旨・目的

この方針は、いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成28年度において、社会福祉法人等が本市の障がい児（者）福祉施設等の整備事業を行う場合における補助の対象となる施設等の選定に資するため、策定するものとする。

2 対象施設等

この方針において整備の対象となる障がい児（者）施設等及び整備の内容については、それぞれ要綱別表第1及び別表第2に規定するものとする。

3 基本的な考え方

整備の対象となる施設等の選定に当たっては、この方針に即した事業計画であって、いわき市障がい者計画及びいわき市障害福祉計画の推進に資する施設等の整備事業計画を選定するものとする。

4 具体的な考え方

施設等の選定に当たっては、利用者の新たな利用の促進に資する事業であること並びに当該事業の必要性、緊急性及び計画の確実性を勘案して選定するものとする。この場合において、当該整備計画が次のいずれかに該当するときは、当該計画を優先して選定することができるものとする。なお、法人が作成する施設整備計画にあつては、将来的な見通しが明確に示されているものでなければならない。

- (1) 在宅の重度の医療的ケアを必要とする障がい者を対象とした生活介護事業又は短期入所事業を行う整備であつて、重度の障がい者を有する利用者ニーズに則した居室、浴室、機械浴設備の設置等の整備を積極的に行うもの。
- (2) 市内における障害福祉サービス事業所の数、位置等の状況から、恒常的にサービス提供量が不足している地域での整備を行うもの
- (3) 障がい特性に配慮した本市のモデルとなるような施設等の整備を行うもの

5 留意事項

- (1) 障害者支援施設の整備に関しては、国の方針において、平成29年度までに施設入所者の12%以上が地域に移行するとともに、福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減することが示されているため、新たな障害者支援施設の整備は行わないものとする。
- (2) 障がい児入所施設、児童発達支援センターについては、県が窓口となる。

平成 28 年度いわき市障がい児（者）福祉施設等補助対象事業等の募集要項

平成28年度に次の項目に該当する障がい児（者）施設の整備を予定されている法人は、下記のとおり計画書を提出してください。

1 対象事業

- ・ 規定・方針について

いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等の規定により市の補助の対象となる事業であり、本市整備方針に優先する事業となります。

※ 本補助金はいわき市が「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」等を活用し、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備に対する支援を行うものです。

対象となることができる法人、整備内容及び補助上限額は、サービス種別により異なるため、いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱等を確認ください。要綱が対象とする事業計画のみが今年度募集を行う事業計画になります。

なお、児童発達支援センターについては、県の補助対象事業となりますが、障害児通所支援は市の補助対象となります。

2 提出書類

- ・ 平成28年度社会福祉施設整備計画書ほか指定する書類一式

3 提出期限 平成27年 3月31日（火）

※ 提出期限において書類に不備がある場合、計画書を受理しないことがあります。

※ 計画書の内容を提出後に変更することは認められません。十分な検討のもとで立案してください。

4 事前相談

(1) 計画書の提出を予定する法人は、必ず障がい福祉課に連絡のうえ、事前相談を行ってください。事前相談には法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方がお越し下さい。設計会社やコンサルティング会社からの事前相談（電話による確認、問合せ、事前相談時の同席を含む。）は受け付けません。

※ 事前相談では、提出資料に対する説明のほか、法人の整備事業に対する考え方、運営方針、利用者の見込み、補助金が交付されなかった場合の対応等についてお伺いします。

- (2) 事前相談に当たっては、必ずあらかじめ障がい福祉課へ連絡し相談日時を予約してください。
- (3) 事前相談の過程において、障がい福祉課からの必要な指導に従っていただけない場合には、事前相談を打ち切り、計画書を受理しません。

5 その他留意事項

- (1) 平成28年度に整備を行うもので、原則平成28年度内に事業完了予定のものが対象となります。既に整備に着手している事業については対象となりません。
 - (2) 土地の取得、造成、備品、外構等に係る経費については補助対象外です。
 - (3) 計画書提出時点で、建物を建設できるか否かが不確実な計画は、協議の対象としません。
 - (4) 土砂災害(特別)警戒区域等、施設整備を行うことが適当でない立地条件である場合には変更の検討を行っていただく場合があります。また、日照、通風等の生活環境が良好であり、家族等の訪問、在宅福祉サービスの利便等の観点から交通の便も良好であることが必要となります。
 - (5) 施設がその地域において孤立することのないよう、当該地域住民等との連携が図られ、かつ医療機関等の協力体制が良好であることが必要となります。
 - (6) 採択は社会福祉施設等選定審査委員会を開催し、必要性の高い事業所として承認された事業所です。サービス供給見込量、当該事業の必要性・緊急性等を勘案して採択を行います。
 - (7) 設計費用などの施設整備計画に係る諸経費については、すべて法人の負担となり、採択されない場合にも、その諸経費に関する補助等はありません。
 - (8) 社会福祉施設等選定審査委員会において、「整備することが適当」と認められた案件であっても、状況により採択できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ※ 提出された計画が国庫補助金の交付対象とならない場合、市補助金は交付されません。
- (9) 事業着手は国の補助金交付決定(例年整備を実施する年度の7月頃)を受けて市が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は平成29年度からとなりますので、事業計画策定に当たって御留意ください。
 - (10) 補助事業により整備した施設については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
 - (11) 書類提出後、ヒアリングを実施します。日程等は別途お知らせします。書類提出後、必要な指導に従っていただけない場合には、協議を終了しますのでご留意ください。

6 提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本21番地
 いわき市保健福祉部障がい福祉課（いわき市役所本庁2階）
 電話番号：0246-22-7486 FAX：0246-22-3183 担当：事業係 坂本

（別紙1）

平成28年度社会福祉施設整備費国庫補助事業計画に係る提出書類について

標記施設整備計画に関して提出いただく書類は次のとおりです。なお、これらは基本的な書類であり、計画書提出後のヒアリング等によりさらに詳細な添付書類等の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承下さい。

提出書類一覧表

No.	書類名	備考
1	<u>施設整備計画書</u>	
2	<u>施設建設趣意書（任意様式）</u>	<u>施設建設を計画した趣旨やこれまでの経過等を記載することとなります。</u>
3	<u>事業計画書（様式1-1～1-4）</u>	<u>※ 法人の基本理念、方針書参考添付することとなります。</u>
4	<u>位置図</u>	
5	<u>土地測量図又は公図</u>	
6	<u>土地登記簿謄本（登記事項証明書）</u>	
7	<u>施設配置図</u>	
8	<u>施設平面図</u>	
9	<u>事業費内訳</u>	<u>施工予定業者からの見積等となります。</u>
10	<u>平成25年度決算書</u>	
11	<u>平成26年度予算書</u>	
12	<u>償還計画書等関連書（任意様式）</u>	<u>施工費について借入する場合となります。</u>
13	<u>寄附計画書等関連書（任意様式）</u>	<u>当該施設整備において寄附を受ける場合となります。</u>
14	<u>資金収支予算内訳書</u>	
15	<u>施設の開設初年度運営費の資産（任意様式）</u>	
16	<u>初年度運転資金の確保状況（任意様式）</u>	
17	<u>事業の必要性について（任意様式）</u>	<u>ニーズ調査（利用者の見込者数）、定員設定の根拠等の資料となります。</u>

(注)

- 1 任意様式については、適宜作成してください。
- 2 国庫補助の基準単価は「平成26年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱算定基準単価」により積算して下さい。
※ 消費税は8%で計算して下さい。
- 3 修繕の場合は修繕箇所の写真及び撮影位置図を添付して下さい。
(新設の場合は予定地の写真)
- 4 整備に関する法人内の意思決定の状況がわかる書類(理事会議事録等)
- 5 新設の場合利用見込みの状況については具体的に利用予定者名簿などの添付をお願いします。
- 6 このほか計画において記入すべき事項については別に資料を作成してください。
- 7 老朽化による耐震整備を計画される場合は、耐震診断結果等がわかる資料を添付して下さい。

改正

平成25年7月16日

平成26年3月18日

いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が行う社会福祉施設の整備に要する費用に係る補助金の交付に関し、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉施設」とは、別表第1に掲げる施設等をいう。

2 この要綱において「補助事業」とは、補助金交付の対象となる社会福祉施設の建設事業（増改築等を含む。以下同じ。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者は、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が特に認める法人とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助区分及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(事前協議)

第5条 この要綱の規定に基づき補助を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、施設整備計画書（別記様式）により補助事業の実施年度の前々年度末日までに、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、市が行う公募により選定された補助事業者にあつては、この限りでない。

(申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、補助事業を行おうとする日前30日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 敷地の実測図及び敷地が確定している旨を証する書類
- (2) 施設配置図、施設平面図及び立面図
- (3) 設計見積書（工種別内訳及び同明細書を含む。）

(事業計画の軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、事業計画を実質的に変更しない細部の変更又は事業計画の目的達成のため、変更することによつてより効果的になる変更とする。

(処分の制限を受ける期間)

第8条 規則第17条ただし書の市長が定める期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に定める耐用年数が経過した日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月1日から実施し、昭和59年度分以後の補助金から適用する。
- 2 いわき市民間社会福祉施設整備費等補助要綱(昭和53年9月1日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の実施の際、現に旧要綱の規定に基づき、補助を受けて設置された施設に係る補助金の交付決定の取消し、補助金等の返還又は財産の処分の制限については、旧要綱第4条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成6年4月1日)

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則 (平成8年8月1日)

この要綱は、平成8年8月1日から実施し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成11年4月1日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年3月1日)

この要綱は、平成13年3月1日から実施する。

附 則 (平成14年7月1日)

この要綱は、平成14年7月1日から実施する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から実施し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成25年7月16日)

この要綱は、平成25年7月16日から実施し、改正後のいわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月18日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

区分	施設等の種別
生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく施設等	救護施設 授産施設
児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設等	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく施設等	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等	障害者支援施設 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援事業所 相談支援事業所 福祉ホーム

別表第2（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助区分	補助限度額
施設（附属施設を除く。）の新築、増築、改築又は大規模修繕等	(1) 主体工事費（暖冷房設備、浄化槽設備、昇降機設備、特殊浴槽設備、ソーラーシステム設備及びスプリンクラー設備を含む。） (2) 附帯工事費 (3) 設計監理費及び初度調弁費	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成24年厚生労働省発社援0517第13号事務次官通知。以下「国庫補助金交付要綱」という。）に基づく国庫補助（以下「国庫補助」という。）の交付対象となる事業	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国庫補助金交付要綱に基づき算出された国庫補助基本額（国庫補助の対象とならない事業にあつては、交付対象となつたものと仮定して算定した額。以下「国庫補助基本額」という。） (2) 国庫補助基本額に15分の4を乗じて得た額
		公益財団法人JKA、公益財団法人中央競馬社会福祉財団、公益財団法人日本財団等の民間団体の補助（以下「民間補助」という。）の交付対象となる事業	次の(1)及び(2)を合算した額に5分の4を乗じて得た額 (1) 国庫補助基本額から民間補助にかかる補助金の額を控除した額 (2) 国庫補助基本額に3分の1を乗じて得た額
		国庫補助及び民間補助の交付対象とならない事業で市長が特に補助の必要があると認めるもの	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国庫補助基本額 (2) 国庫補助基本額に15分の1を乗じて得た額
		主体工事の翌年度に附帯工事を実施する場合で市長が特に補助の必要があると認めるもの	附帯工事対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額
附属施設（作業	(1) 主体工事費	国庫補助の交付対象と	次の(1)及び(2)を合算した額

所、体育館、職員宿舎等をいう。)の新築、増築又は改築	(2) 附帯工事費 (3) 設計監理費	なる事業	(1) 国庫補助基本額 (2) 国庫補助基本額に15分の4を乗じて得た額
		民間補助の交付対象となる事業	次の(1)及び(2)を合算した額に5分の4を乗じて得た額 (1) 国庫補助基本額から民間補助を控除した額 (2) 国庫補助基本額に3分の1を乗じて得た額
		国庫補助及び民間補助の交付対象とならない事業で市長が特に補助の必要があると認めるもの	次の(1)及び(2)を合算した額 (1) 国庫補助基本額 (2) 国庫補助基本額に15分の1を乗じて得た額

備考 「附帯工事費」とは、門扉、フェンス、側溝、構内舗装、屋外遊具、車庫、物置、倉庫、焼却炉その他市長が必要と認める附帯工事に要する経費とし、各工事の規模については、施設の管理運営に最小限必要なものとする。

別記様式（第5条関係）

1 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成 28 年度当初予算案として対前年度 44 億円増の 70 億円を計上するとともに、平成 27 年度補正予算として、60 億円を計上し、総額 130 億円により、計画的に整備を推進することとしている。

平成 28 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備
等の推進を引き続き行うこととしている。【関連資料 1】

(2) 平成 27 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

平成 27 年度補正予算に係る国庫補助の採択にあたっては、平成 27 年度中に都道府県等の財政措置が確実であって、地方繰越により対応可能な整備を優先することとしたところである。

平成 27 年度補正予算に係る各自治体からの要望については、予算を大きく上回る額となっているため、今回採択とならなかった整備案件については、平成 28 年度予算において改めて申請されたい。

(3) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の執行について

① 平成 28 年度国庫補助協議について

平成 28 年度の施設整備にあたっては、平成 27 年度補正予算の執行を踏まえつつ、対応していく予定であるが、

- ① 平成 27 年度当初予算等で協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの
- ② 平成 28 年度に協議予定のもの

などが混在するため、平成 28 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくことにしている。

また、社会福祉施設整備費においては、18 年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努めて

いただくとともに、社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘（会計検査院）も受けているため、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

協議案件については、障害福祉サービスのニーズ等を含め、地方厚生（支）局でヒアリングを行うとともに、限られた予算を真に緊急性が高く、必要性の高い施設整備に厳選して対応するため、「補助採択の基準額（目安）」などを、今後、提示していくこととしている。

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているので、ご協力願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）

- ・ 厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・ 地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 3月中
- ・ 国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月上旬

② 平成 28 年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

平成 28 年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、単価改定を行う予定であり、詳細は別途お示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、平成 27 年度補正予算において採択されたものは現行単価を適用することとしているので、留意されたい。

（4）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇

を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%

ウ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成27年6月5日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところである。未措置状態にある施設は、なくなったものの分析依頼中の施設が232施設（障害児者施設）あり、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助

制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5%※）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、28年度も引き続き実施することとしている。

※ 融資率が80%未満のものに限る。

（6）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

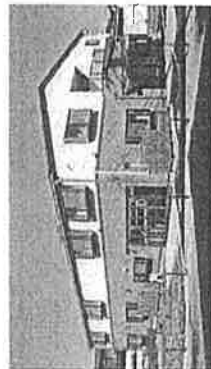
27年度補正予算額 60億円
28年度当初予算額 (案) 70億円

○ 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○ 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



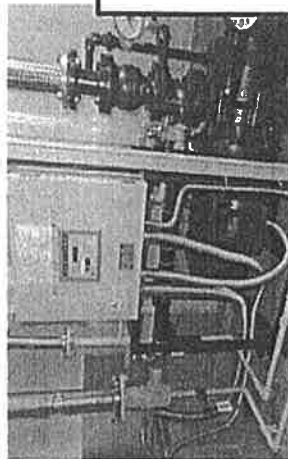
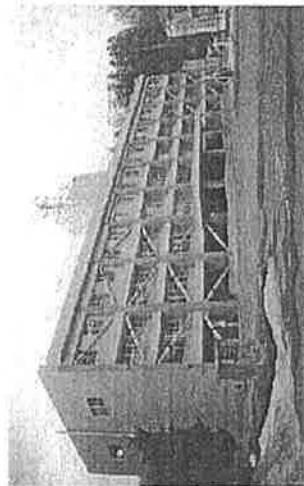
障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

○ 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



関連資料1

2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 障害者支援施設で行う生活介護等の人員配置の適正化について

生活介護等の人員配置や人員配置体制加算の算出に当たっては、配置人数を算出する際に用いる利用者数について、前年度の延べ利用者数を開所日数で除した数を用いているところである。

しかし、入所者のみに日中活動サービスを提供している障害者支援施設等の場合、運営規程上は土日も営業日となっているにも関わらず、実際には平日しか日中活動サービスを提供していないケースがあり、この場合、開所日数を7日とすることで、必要な人員配置が少なく算出されてしまうこととなる。

このため、障害者支援施設等における配置人員の算出について、土日に日中活動サービスの利用者がなく、実質的にサービスを提供していない場合は開所日数には含まない取扱いとするよう運用の適正化を行う旨、近日中にお示しする予定であるのでご承知おきいただきたい。

(2) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であるが、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

第4期障害福祉計画においては、更なる整備を計画していただいているが、一層の取組をお願いしたい。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数の引上げを行ったところであるので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いする。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができる利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであるため、単独型短期入所の整備促進についても積極的な取組を進められたい。

(3) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 27 年 12 月 9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

(4) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

平成 21 年度から平成 25 年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、11 道県 33 市町村（前年度 6 府県 11 市町）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約 786 百万円（前年度約 209 百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上していたり、③対象経費を二重に計上していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に基準額の算定については、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、基準額の算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成 27 年 6 月 5 日障障発 0605 第 1 号）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_21.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_30.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_34.pdf

(5) 障害者施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

② 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

平成 26 年 8 月 20 日の広島における土砂災害の教訓を踏まえ、平成 26 年 11 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 26 年 11 月 19 日）され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）において、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、②において「当該施設」という。）について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、

土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること

- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制の連携強化を含め、土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導に努めていただきたい。

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受け入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④障害者施設等の耐震化について

国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところである。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあつては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。なお、平成26年10月1日現在の耐震化整備の状況については、今月中に公表する予定である。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引下げ(当初5年間は、基準金利 Δ 0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業

(社会資本整備総合交付金において実施)」(国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3) を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いする。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興等について(自治体負担分に対する財政支援の延長について)

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 28 年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等(※1)、旧緊急時避難準備区域等(※2)及び平成 26 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の住民(震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。)。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層は除く。

(※1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

(※2) 旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点(ホットスポット)

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 29 年 2 月末(サービス提供分)まで

なお、平成 28 年 10 月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、平成 27 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民については免除措置の対象としない予定であり、近日中に交付要綱でお示しすることとしているため、管内自治体への周知をお願いしたい。

3 地域生活支援拠点について

(1) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施状況について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備をお願いしているところであるが、平成27年度においては、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施している。

昨年4月に募集を行い、9箇所の自治体（栃木市、佐野市、野田市、八王子市、大田区、上越市、京都市、宇部市、大分市）において実施していただき、これらの事例を来年度に向けて取りまとめ、お示しする予定であるので、拠点等の整備を進める上で参考としていただきたい。

なお、平成26年度厚生労働科学研究費補助金において、「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究」を実施し、地域生活支援拠点等の事例をまとめており、厚生労働省ホームページに報告書を掲載しているため、こちらも参考としていただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokusshougaihokenfukushibu/0000088299.pdf>

(2) 今後の制度的対応について

昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、「モデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされ、これを受けて、「グループホームにおける重度者への対応の強化」、「地域生活を支援する新たなサービスとの連携」、「医療との連携」、「短期入所による緊急時対応」等を総合的に進めることとされたところである。

これらの事項については、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や今後の報酬改定による対応を予定しており、拠点等の機能強化に資する方向で見直しを検討したいと考えている。地域生活支援拠点等の整備に当たっては、これらの見直しの状況も注視していただき、拠点等の機能整備の選択肢のひとつとして活用をご検討いただきたい。

11 障害者の地域生活への移行等について

(1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、平成 27 年 10 月時点で、介護サービス包括型では 8.4 万人、外部サービス利用型では 1.6 万人、計 10.0 万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成 17 年度の 3.4 万人から着実に増加している。

第 4 期障害福祉計画（平成 27～29 年）では、平成 29 年度末までに全国で 12.2 万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

特に都市部における整備促進の観点から平成 26 年度より、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1 つの新築の建物の中に合計定員 20 名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

また、第 4 期障害福祉計画では、これまでと同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、都道府県等におかれては、引き続き、グループホームの整備を促進し、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

(2) グループホームの体験利用等について【関連資料 1】

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成 21 年 4 月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設している。

① 利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況は、下表のとおり増加傾向が認められるものの、地域生活への移行を更に進める観点から、より一層の積極的な活用が求められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	762 人	905 人	1,116 人	1,155 人
外部型 GH(旧 GH)	225 人	285 人	138 人	127 人
合計	987 人	1,190 人	1,254 人	1,282 人

②地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用

平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援において、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象に、日中活動サービスや一人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、平成 27 年度の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行ったので(従前では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られていた)、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図り、地域生活への移行に取り組まれない。

(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	55 人	40 人	50 人
体験宿泊	25 人	31 人	29 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	31 人	33 人	17 人
合計	111 人	104 人	96 人

(3) グループホームの防火安全対策について

①消防法施行令等の改正【関連資料 2】

グループホームの防火安全対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、平成 25 年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が 4 回開催され、平成 26 年 3 月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われた。見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成 30 年 4 月から、新規施設については平成 27 年 4 月から適用されるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定される。そのため、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、今般、平成 28 年 1 月 29 日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した告示改正（「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成 28 年 1 月 29 日消防庁告示第 2 号））が公布、当日施行されたところである。都道府県等におかれては、今後こうした設備の活用について管内事業者等に周知されたい。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなどの障害者施設等のもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用すること等によりその設置促進に努め、設置義務の有無にかかわらず防火安全対策に万全を期すよう努められたい。なお、消防用設備の設置（上記パッケージ型自動消火設備を含む。）については社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用されたい。加えて、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としていることを申し添える。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考 1」参照。以下「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積 275 m²以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

（参考 1）消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※ 1）
- ・ 短期入所を行う施設（※ 1）

・ 共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」であって、延べ面積275㎡未満のものについては、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（5）項口（寄宿舍、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（参考2）第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要が

あること。

- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、現在未設置の施設に対して、改正令の施行時期にかかわらず、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

（参考3）消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
 - ・ 障害者支援施設（※）
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 福祉ホーム
 - ・ 生活介護を行う施設
 - ・ 短期入所を行う施設（※）
 - ・ 自立訓練を行う施設
 - ・ 就労移行支援を行う施設
 - ・ 就労継続支援を行う施設
 - ・ 共同生活援助を行う施設（※）
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

②建築基準法施行令等の改正【関連資料3】

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する 경우가多いが、国土交通省において、平成26年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舎を含

む)について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

(4) グループホームのサテライト型住居の利用状況について【関連資料4】

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態としてサテライト型住居の仕組みを平成26年度に創設したところである。制度創設後1年が経過したことから、その利用実態等を把握すべく本年度利用状況に関する調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料4のとおりである。

グループホームを利用している者のうち一人暮らし等を希望する者が安心してグループホームを退居し、新たな地域生活に移行できるよう、引き続き、サテライト型住居の活用について管内事業所等への助言・指導をお願いする。

(5) 宿泊型自立訓練の利用状況について【関連資料5】

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者が宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等を受けるものであり、精神障害者等の地域生活を支える制度として重要な役割を担っているところである。今年度、利用者が宿泊型自立訓練事業所に入所する前と退所した後の生活の場等の実態を把握するため調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料5のとおりである。

宿泊型自立訓練を利用する精神障害者にとって、精神科病院から退院してすぐに単身生活等を送ることが困難な場合、まずは一定期間宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活を送りながら必要な訓練を受け、訓練終了後には単身生活等の地域生活に移行するといった中間的な居住の場という側面がある。このため、例えば、入院の必要性がないにもかかわらず、宿泊型自立訓練事業所を退所後不要に精神科病院に戻るといったことがないよう、必要に応じて家族や市町村、相談支援事業所などの関係機関を含めた会議を開催するなど、利用終了後は適切に地域生活への移行につながるよう、管内事業所への助言・指導に努められたい。

(6) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等ではなく地域の中で生活を送れるよう、住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の

確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国都交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を发出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局の連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条第 1 項に規定する各地の「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度から地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を国で開催しているところであり、平成 28 年度の開催は現時点では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

（7）矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っている。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成 26 年 4 月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者を支援対象に加えた。また、面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価しているところである。

当該加算については下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、算定実績の全くない自治体があるなど地域によってその取組状況に温度差が認められるところであり、都道府県等におかれては、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう支援するため、障害者の意向等を勘案しながらこうした支援の活用が図られるよう取り組まれない。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
包括型GH	110 人	256 人	286 人
外部型GH	134 人	68 人	80 人
障害者支援施設	42 人	46 人	51 人
宿泊型自立訓練	41 人	33 人	53 人
合計	327 人	403 人	470 人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

なお、罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であり、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関と緊密に連携の上、矯正施設等を退所する者の支援に取り組まれない。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(8) 地域相談支援の着実な実施等について【関連資料6】

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成24年4月1日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第4期障害福祉計画において、平成29年度にそれぞれ1か月平均で、地域移行支援は4,368人、地域定着支援は6,648人の利用が見込まれているところである。

しかしながら、現時点の利用実績については、直近の平成27年10月で、地域移行支援が475人、地域定着支援が2,232人と低調となっており、都道府県別にみてもその状況に差異がある。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の8割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、障害福祉計画に位置付けることとなる障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点等の果たすべき機能として、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要なものと位置付けられる。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、障害者総合支援法に規定する協議会を積極的に活用し、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むよう、よろしく願います。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、必要な方には支援が行き届くよう適切な運用に努められたい。